

# 基礎資料

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

# 外国人労働者の受入れの政府方針等について



## 現在の基本的な考え方

### 積極的に受入れ

①  
専門的・技術的  
分野の外国人

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要がある、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

### 様々な検討を要する

②  
上記以外の  
分野の外国人

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

## 特定技能外国人（1号）受入れの考え方

### 専門的・技術的分野（上記①）を拡充

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており（中略）設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるもの（※）として、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。（経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018（閣議決定））（※）外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。

# 在留資格一覽表



## 就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
<b>特定技能</b>	<b>特定産業分野(注)の各業務従事者</b>
<b>技能実習</b>	<b>技能実習生</b>

(注) 介護、ビルクリーニング、素材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業 (令和4年4月26日閣議決定)

## 身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格 (※)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

# 技能実習制度について







# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

**「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議」(平成28年10月21日衆議院法務委員会)(抄)**

五 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、技能実習生の適切な処遇を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。

1 対象職種への介護の追加は、基本方針における、特定の職種に係る施策(本法第七条第三項)等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。

2 追加後三年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。



「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議」(平成28年11月17日参議院法務委員会)(抄)

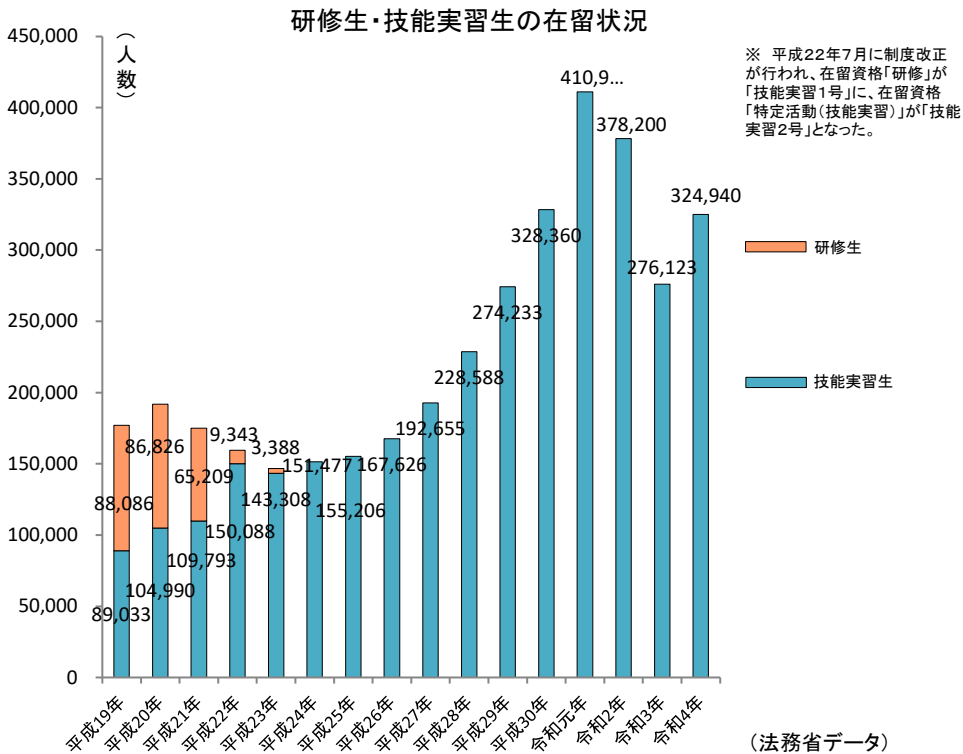
十 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、介護がサービス利用者の命や健康、尊厳にも関わる重要な対人サービスであることに鑑み、技能実習生の適切な処遇及び利用者の安全・安心を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。

1 対象職種への介護の追加は、国内の人材不足を補うために実施するものではなく、あくまで送出国側のニーズに応じた国際貢献であることに鑑み、基本方針における、特定の職種に係る施策(本法第七条第三項)等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。

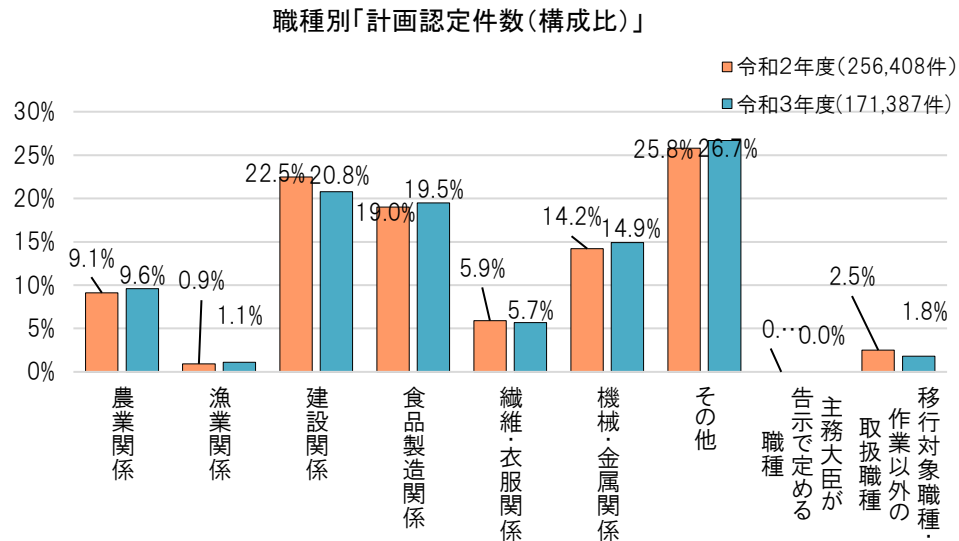
2 本法の施行後、介護従事者の適切な処遇の確保や介護のサービスの質の担保等の課題が生じていることが確認された場合には、技能実習の対象職種の見直しを行うこと。

# 技能実習制度の現状

## 1 令和4年末の技能実習生の数は、324,940人



## 3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



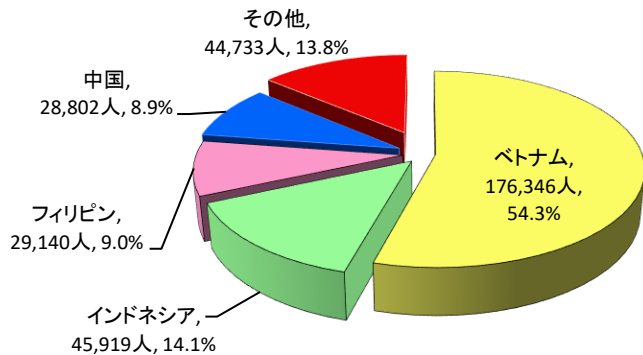
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

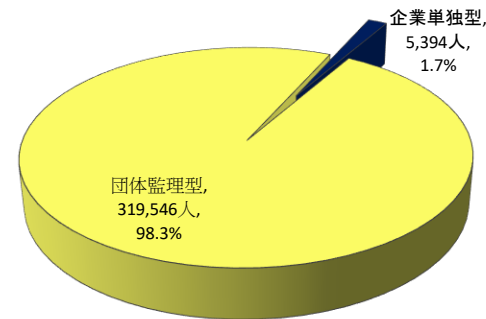
## 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和4年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



## 4 団体監理型の受入れが98.3%

令和4年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



# 職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数 (令和4年6月末時点: 327,689人)

1 農業関係 (2職種6作業) (28,902人)		
職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (23,085人)	施設園芸	12,922
	畑作・野菜	9,726
	果樹	437
	養蚕	1,139
	養蜂	1,937
畜産農業● (5,817人)	養豚	2,741
	酪農	
2 漁業関係 (2職種10作業) (2,974人)		
職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,570人)	かつお一本釣り漁業	349
	延縄漁業	69
	いか釣り漁業	177
	まき網漁業	478
	ひき網漁業	263
	刺し網漁業	36
	定置網漁業	144
	かに・スヒガニ漁業	54
	樽安網漁業△	0
	養殖業●(1,404人)	ほたてかい・まがき養殖
3 建設関係 (2.2職種33作業) (72,039人)		
職種名	作業名	在留者数
さく井 (382人)	パーカッション式さく井工事	93
	ロータリー式さく井工事	289
建築板金 (1,679人)	ダクト板金	777
	外装板金	902
冷凍空調和機器施工 (702人)	冷凍空調和機器施工	702
	木製建具手加工	274
建築大工 (3,850人)	大工工事	3,850
	型枠施工 (8,621人)	型枠工事
鉄筋施工 (8,016人)	鉄筋組立て	8,016
	とび (20,429人)	鉄筋組立て
石材施工 (453人)	石材加工	217
	石張り	236
タイル張り (700人)	タイル張り	700
	かわらぶき (476人)	かわらぶき
左官 (2,449人)	左官	2,449
	配管 (2,999人)	建築配管
配管 (2,999人)	プラント配管	687
	保潔保冷工事 (1,003人)	保潔保冷工事
内装仕上り施工 (3,959人)	プラスチック系床仕上げ工事	314
	カーベット系床仕上げ工事	138
調整下地工事 (533)	調整下地工事	533
	ボード仕上げ工事 (2,354)	ボード仕上げ工事
カーテン工事 (620)	カーテン工事	620
	サッシ施工 (388人)	ビル用サッシ施工
防水施工 (2,702人)	シーリング防水工事	2,702
	コンクリート圧送施工 (730人)	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工 (58人)	ウェルポイント施工	58
	表装 (572人)	壁装
建設機械施工● (11,426人)	押土・整地	466
	掘込み	655
掘削 (7,565)	掘削	7,565
	掘削機	2,740
蒸炉 (171人)	蒸炉	171
	蒸炉	171
4 食品製造関係 (1.1職種18作業) (63,471人)		
職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締● (536人)	缶詰巻締	536
	飛鳥処理加工業● (3,779人)	飛鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業● (5,362人)	節類製造	356
	加熱乾製品製造	811
調味加工品製造 (4,109)	調味加工品製造	4,109
	くん製品製造 (86)	くん製品製造

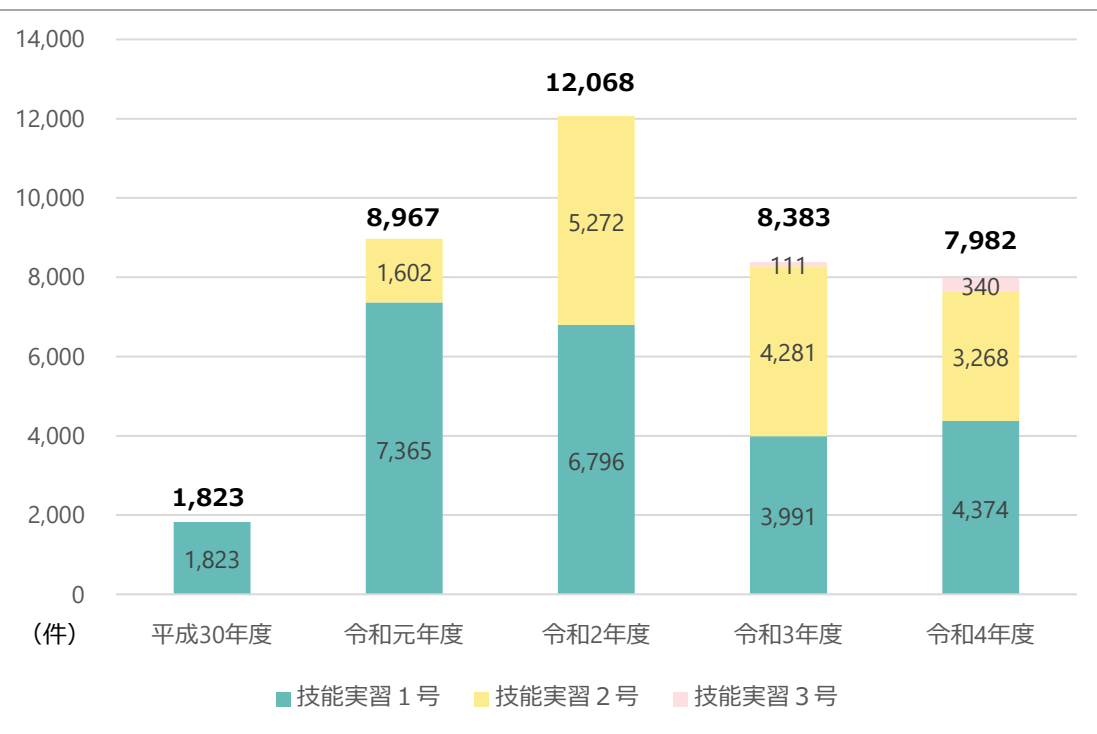
4 食品製造関係 (1.1職種18作業) (続き)			
職種名	作業名	在留者数	
非加熱性水産加工食品製造業● (10,381人)	塩漬食品製造	6,306	
	乾製食品製造	2,052	
水産練り製品製造 (1,205人)	発酵食品製造	1,165	
	調理加工品製造	127	
牛豚肉処理加工業● (2,304人)	生食用加工品製造	731	
	かまぼこ製品製造	1,205	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,325人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,325	
	パン製造 (4,393人)	パン製造	4,393
そう菜製造業● (31,341人)	そう菜加工	31,341	
	農産物清物製造業●△ (440人)	農産物清物製造	440
医療・福祉施設給食製造●△ (1,405人)	医療・福祉施設給食製造	1,405	
	繊維・衣服関係 (1.3職種22作業) (18,279人)	職種名	作業名
紡績運転● (402人)			
紡績運転● (402人)	精紡工程	124	
	巻糸工程	19	
織布運転● (804人)	吉ねん糸工程	224	
	準備工程	93	
染色 (492人)	製織工程	684	
	仕上げ工程	27	
ニット製品製造 (288人)	糸液染	142	
	織物・ニット液染	350	
たて編ニット生地製造● (144人)	靴下製造	194	
	丸編みニット製造	94	
婦人子供服製造 (12,093人)	たて編ニット生地製造	144	
	婦人子供服製造	12,093	
紳士服製造 (809人)	紳士服製造	809	
	下着類製造● (620人)	下着類製造	620
寝具製作 (383人)	寝具製作	383	
	カーベット製造●△ (142人)	織じゅうたん製造	1
帆布製品製造 (715人)	カーベット製造	34	
	タフテッドカーベット製造	107	
布はく縫製 (179人)	ニードルパンチカーベット製造	107	
	帆布製品製造	715	
自動車シート縫製● (1,208人)	布はく縫製	179	
	自動車シート縫製	1,208	
6 機械・金属関係 (1.5職種29作業) (49,692人)			
職種名	作業名	在留者数	
鋳造 (2,990人)	鋳鉄鋳物鋳造	2,033	
	非鉄金属鋳物鋳造	957	
鍛造 (352人)	ハンマ型鍛造	63	
	プレス型鍛造	289	
ダイカスト (1,412人)	ホットチャンパダイカスト	113	
	コールドチャンパダイカスト	1,299	
機械加工 (9,337人)	普通旋盤	2,596	
	フライス盤	1,789	
金属プレス加工 (7,576人)	数値制御旋盤	3,024	
	構造物鉄工 (3,858人)	マシニングセンタ	1,928
工場板金 (3,096人)	金属プレス	7,576	
	電気めっき (2,488人)	構造物鉄工	3,858
アルミニウム陽極酸化処理 (367人)	工場板金	3,096	
	電気めっき	2,025	
仕上げ (1,975人)	溶融金めっき	463	
	陽極酸化処理	367	
治工具仕上げ (300)	治工具仕上げ	279	
	金型仕上げ (1,396)	金型仕上げ	300
機械組立仕上げ (1,396)	機械組立仕上げ	1,396	

6 機械・金属関係 (1.5職種29作業) (続き)			
職種名	作業名	在留者数	
機械検査 (5,003人)	機械検査	5,003	
	機械保全 (1,921人)	機械保全	1,921
電子機器組立て (8,654人)	電子機器組立て	6,564	
	電気機器組立て (1,822人)	回転電機組立て	385
配電盤・制御盤組立て (890)	変圧器組立て	72	
	開閉制御器具組立て	299	
回転電機巻線製作 (176)	回転電機巻線製作	176	
	プリント配線板製造 (931人)	プリント配線板設計	30
プリント配線板製造 (931人)	プリント配線板製造	901	
	7 その他 (2.0職種37作業) (88,374人)	職種名	作業名
家具製作 (1,837人)			
印刷 (1,235人)	オフセット印刷	1,100	
	グラビア印刷●△	135	
製本 (1,628人)	製本	1,628	
	プラスチック成形 (15,904人)	圧縮成形	1,374
プラスチック成形 (15,904人)	射出成形	13,053	
	インフレーション成形	528	
強化プラスチック成形 (685人)	ブロー成形	949	
	手積み積層成形	685	
塗装 (10,551人)	建築塗装	2,686	
	金属塗装	4,481	
溶接● (17,710人)	鋼構塗装	389	
	噴霧塗装	2,995	
工業包装 (10,580人)	溶接	2,679	
	半自動溶接	15,031	
容器・被褥・靴製造 (1,770人)	工業包装	10,580	
	印刷箱打抜き	360	
印刷箱打抜き (375)	印刷箱製箱	375	
	貼箱製造	186	
筒箱製造 (849)	筒箱製造	849	
	機械くくる成形 (37)	機械くくる成形	37
圧力誘込み成形 (27)	圧力誘込み成形	27	
	ワット印刷 (103)	ワット印刷	103
自動車整備● (3,741人)	自動車整備	3,741	
	介護● (15,011人)	介護	15,011
介護● (15,011人)	介護	15,011	
	コンクリート製品製造● (712人)	コンクリート製品製造	712
コンクリート製品製造● (712人)	溶溜●△ (347人)	溶溜	347
	RPF製造● (38人)	RPF製造	38
鉄道施設保守整備● (3人)	鉄道施設保守整備	3	
	成形加工 (239)	成形加工	239
成形加工 (239)	押出し加工	31	
	鍛錬り圧延加工 (13)	鍛錬り圧延加工	13
複合補修加工 (0)	複合補修加工	0	
	走行装置検修・解体 (0)	走行装置検修・解体	0
空気装置検修・解体 (0)	空気装置検修・解体	0	
	8 主務大臣が告示で定める職種 (社内検定型の職種・作業 (1職種3作業) ) (0人)	職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング● (0人)	航空機地上支援	0	
	航空貨物取扱	0	
	客室清掃△	0	
9 その他非移行対象職種等 (3,958人)			

(注1) 項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。(注2) 職種・作業別の在留者数は、令和4年6月末時点の速報値である。(注3) 職種・作業の項目は令和4年4月25日時点。(注4) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種。(注5) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

# 介護職種の技能実習計画の新規認定件数の推移

- 介護職種の技能実習計画の新規認定件数は、認定を開始した平成30年度以降の5年間で累計3万9,000件ほど。
- 令和2年度の1万2,068件をピークに毎年8,000件程度の認定がある。
- 第3号の技能実習計画の認定件数は500件弱となっている。

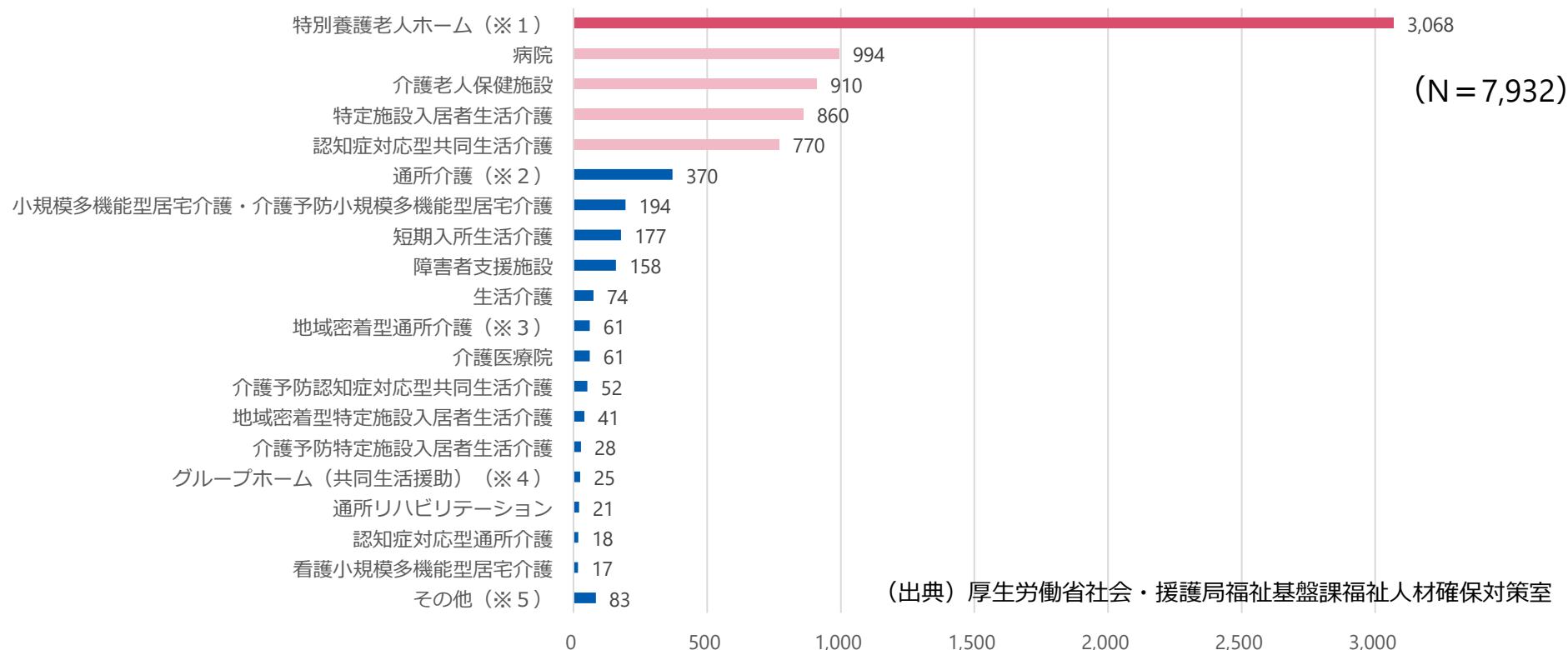


	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	(参考) 累計
1号	1,823件	7,365件	6,796件	3,991件	4,374件	24,349件
2号	0件	1,602件	5,272件	4,281件	3,268件	14,423件
3号	0件	0件	0件	111件	340件	451件
合計	1,823件	8,967件	12,068件	8,383件	7,982件	39,223件

- ※ 数値は技能実習機構から提供された認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。
- ※ 当該データは新規で認定された計画件数を表すものであり、実際に在留・就労する人数と異なることに留意が必要。また、認定後の計画変更等については反映されていない。
- ※ 技能実習3号で外国人を受け入れる企業と監理団体は、それぞれ優良な実施者、優良な監理団体の認定を受ける必要がある。

# 介護職種の技能実習が行われる施設・事業所の類型

- 介護職種の技能実習は、特別養護老人ホームで最も多く行われている。
- 次いで、病院、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の順で実習が行われており、上位5施設・事業所で8割以上となっている。



(注) 数値は技能実習機構から提供された令和4年度の認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

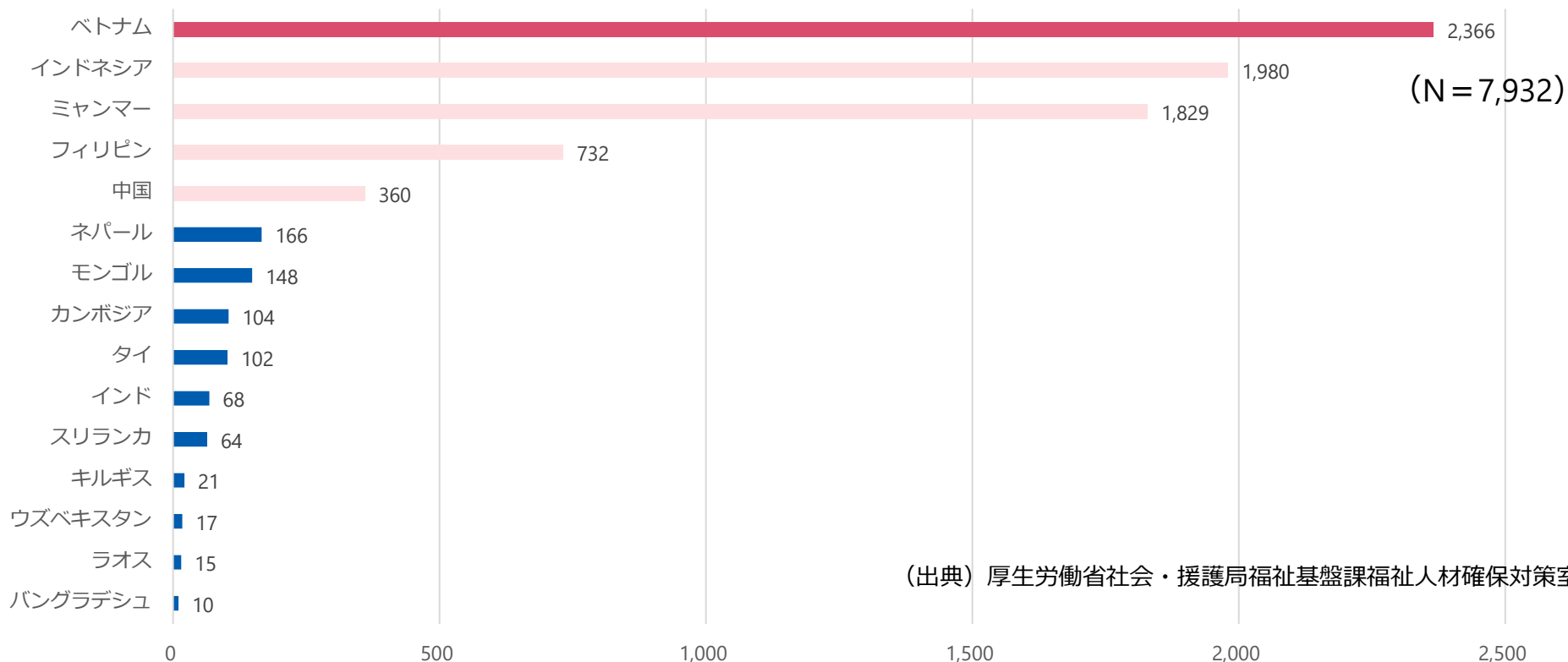
※3 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※4 「グループホーム（共同生活援助）」は外部サービス利用型を除く。

※5 「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には介護予防認知症対応型通所介護、救護施設、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、就労継続支援、障害児入所施設、療養介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所、診療所、第1号通所事業が含まれている。

## 介護職種の技能実習生の国籍

- 介護職種の技能実習生の国籍をみると、ベトナムが最も多い。
- 次いでインドネシア、ミャンマー、フィリピン、中国の順となっており、上位5か国で9割以上となっている。
- EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国はいずれも上位5か国に入っている。

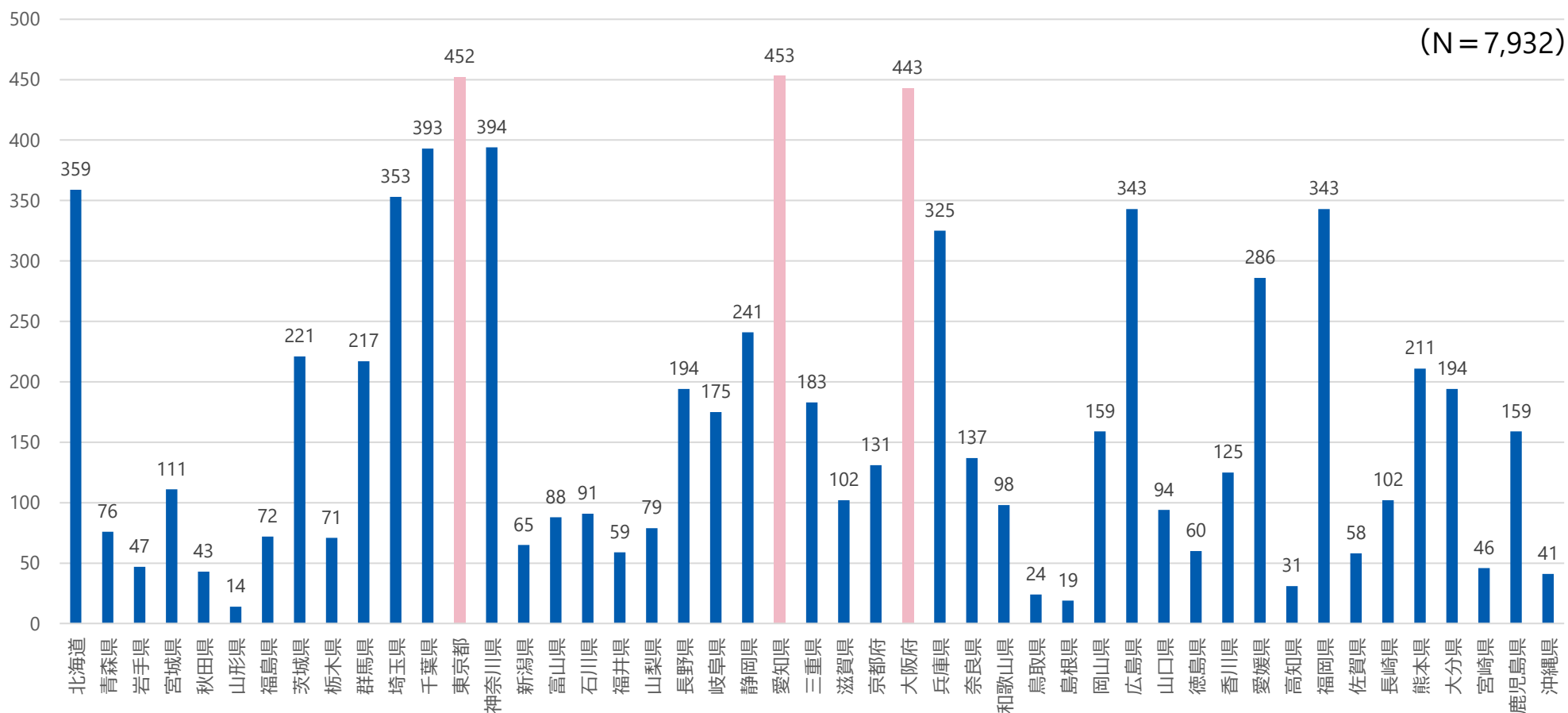


※ 数値は技能実習機構から提供された令和4年度の認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。



# 介護職種の技能実習計画の新規認定件数（都道府県別）

- 介護職種の技能実習計画の新規認定件数を都道府県別にみると、愛知県、東京都、大阪府が多くなっており、比較的、三大都市圏を中心にした都市部に多い傾向にある。



※ 数値は技能実習機構から提供された令和4年度の認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。

# 特定技能制度について



# 特定技能制度概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**  
(12分野)

(赤字は特定技能2号でも受入れ可)

(青字は特定技能2号でも受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。)

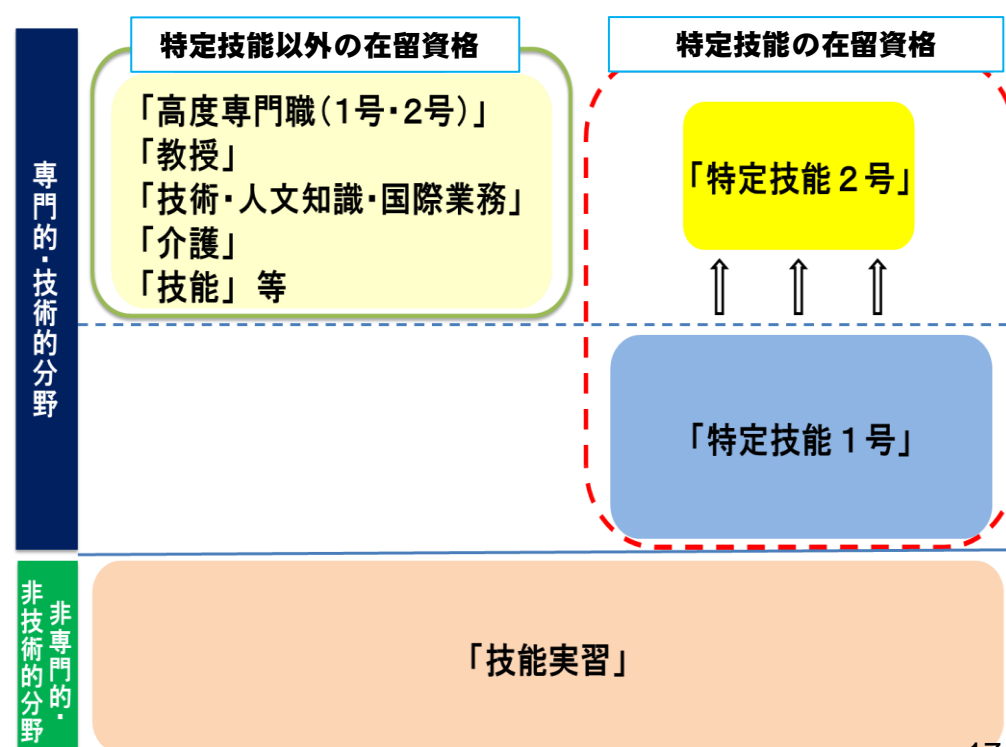
## 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
需給調整	受入れ見込み数（上限あり）

## 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



# 特定産業分野及び業務区分一覽



	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外  [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃  [1業務区分]	直接
経産省	素材材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理  [3業務区分]	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備  [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て  [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務  [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験(航空分野:空港グラウンドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)  [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供  [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)  [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)  [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)  [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)  [1業務区分]	直接



# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

#### ➢ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### ➢ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

#### ➢ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

#### ➢ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

#### ➢ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

#### ➢ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

#### ➢ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

#### ➢ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

#### ➢ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

#### ➢ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能



# 特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定産業分野別に定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（出入国管理及び難民認定法第2条の4）

## 1 特定産業分野に関する事項

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

## 2 特定産業分野における人材不足の状況に関する事項

- 特定技能外国人受入れの趣旨・目的
- 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む)
- 生産性向上や国内人材確保のための取組等
- 受入れ見込数

## 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 1号特定技能外国人（全12分野） | 2号特定技能外国人（建設分野、造船・船用工業分野） |
| ➢ 技能水準（試験区分）     | ➢ 技能水準（試験区分）              |
| ➢ 日本語能力水準        |                           |

## 4 受入れ見込数を超える場合の在留資格認定証明書の交付の停止の措置等に関する事項

- 向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合の受入れ停止の措置
- 受入れ停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合の再開の措置

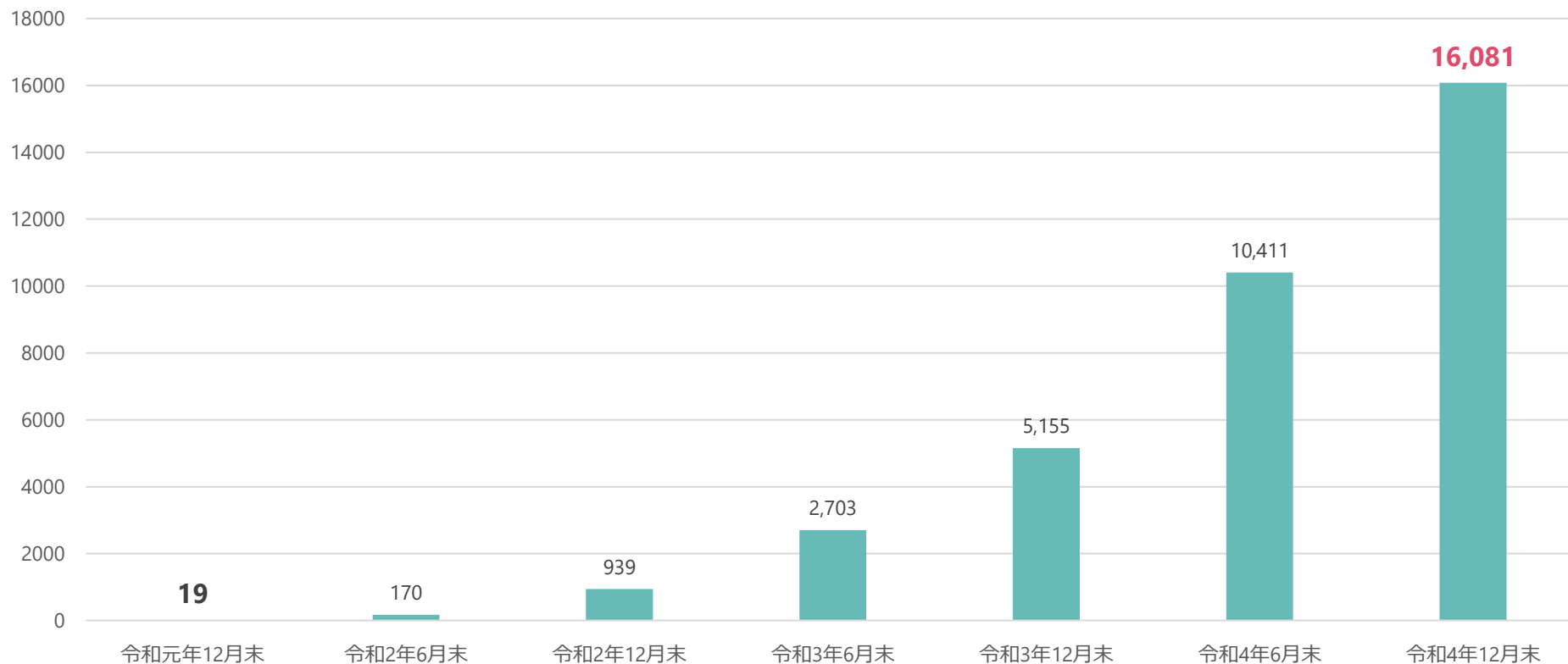
## 5 制度の運用に関する重要事項

- 特定技能外国人が従事する業務
- 特定技能所属機関に対して特に課す条件
- 特定技能外国人の雇用形態
- 治安への影響を踏まえて講じる措置
- 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 等



## 介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

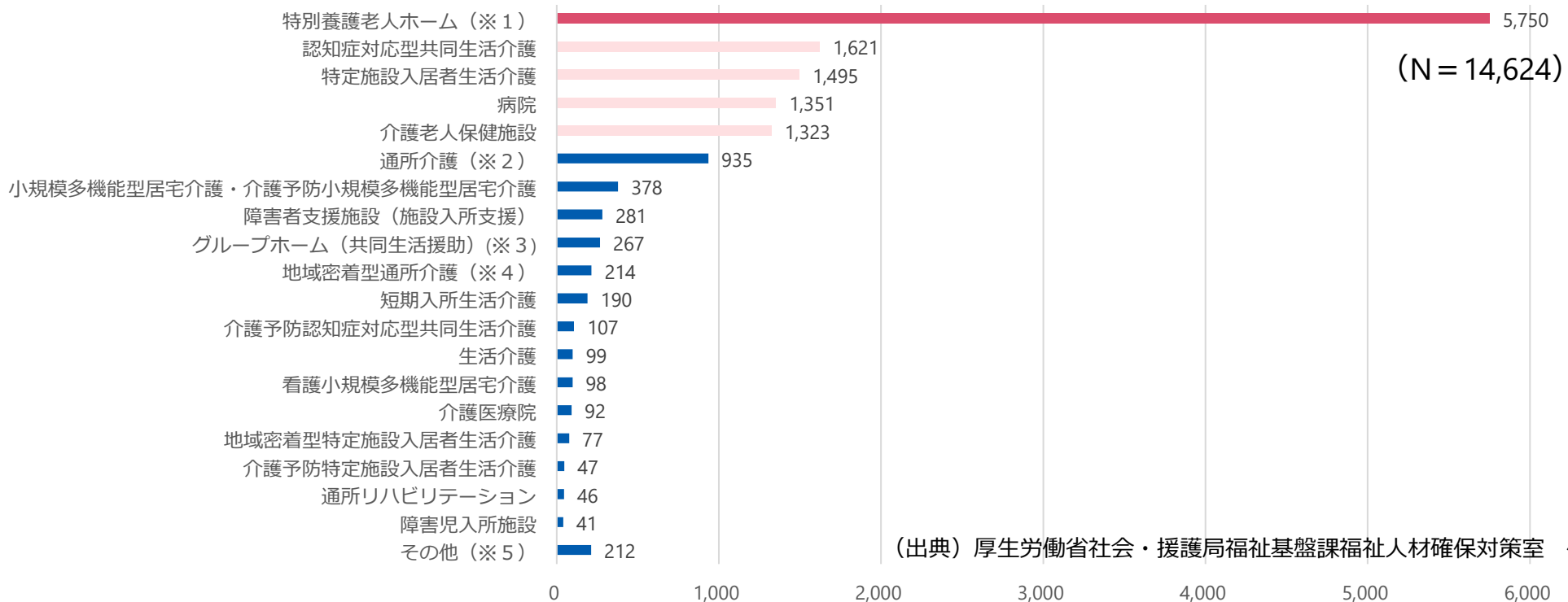
- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した令和元年以降、継続して増加。
- 直近の令和4年12月末の在留者数は約1万6,000人であり、ピークとなっている。



(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

# 介護の特定技能外国人の受入施設・事業所の類型

- 介護の特定技能外国人は、特別養護老人ホームで最も多く受け入れられている。
- 次いで、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、病院、介護老人保健施設の順で実習が行われており、上位5施設・事業所で約8割となっている。



(注) 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したものの。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

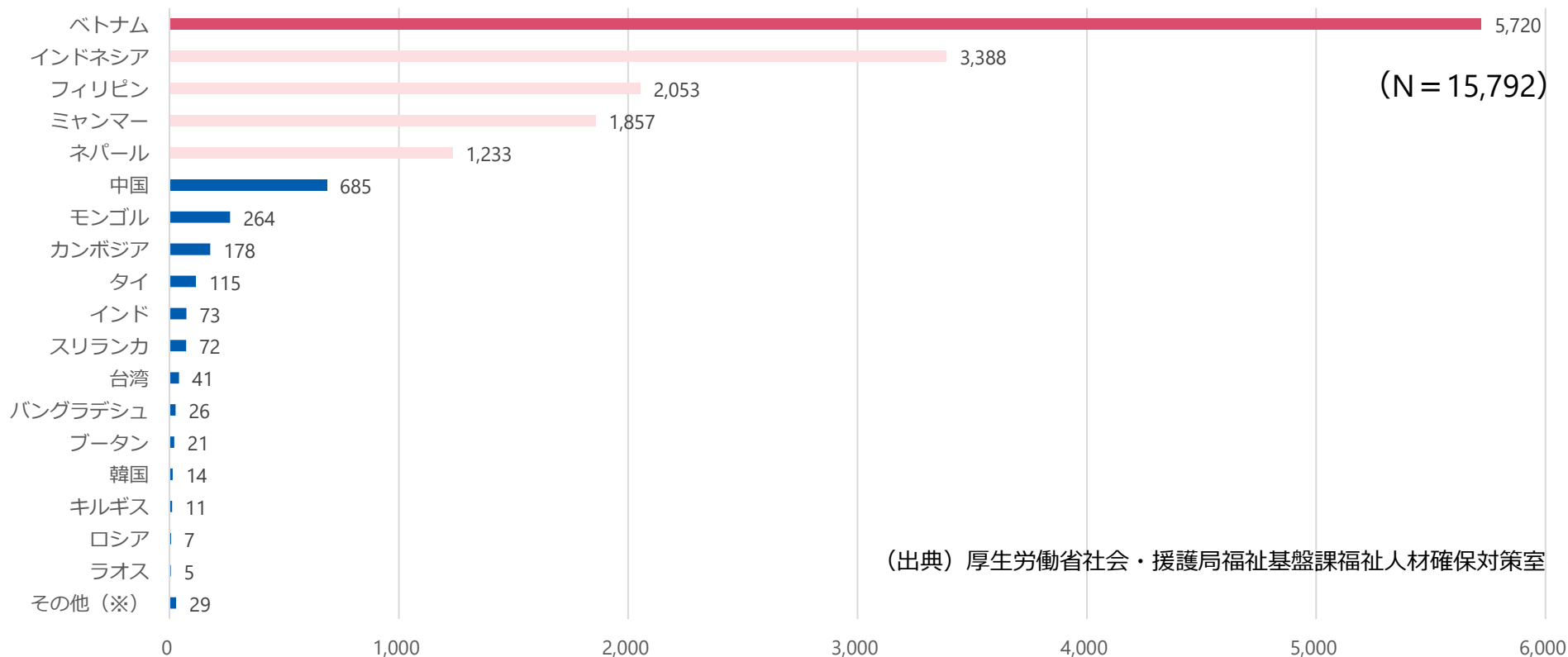
※3 「グループホーム(共同生活援助)」は外部サービス利用型を除く。

※4 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※5 「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には介護予防短期入所療養介護、福祉ホーム、介護予防認知症対応型通所介護、地域福祉センター、児童発達支援、自立訓練、就労移行支援、指定発達支援医療機関、放課後等デイサービス、療養介護、第1号通所事業、短期入所、介護予防短期入所生活介護、就労継続支援、老人短期入所施設、診療所、救護施設、認知症対応型通所介護が含まれている。

## 介護の特定技能外国人の国籍

- 介護の特定技能外国人の国籍をみると、ベトナムが最も多い。
- 次いでインドネシア、フィリピン、ミャンマー、ネパールの順となっており、EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国が上位に位置し、上位5か国で9割以上となっている。

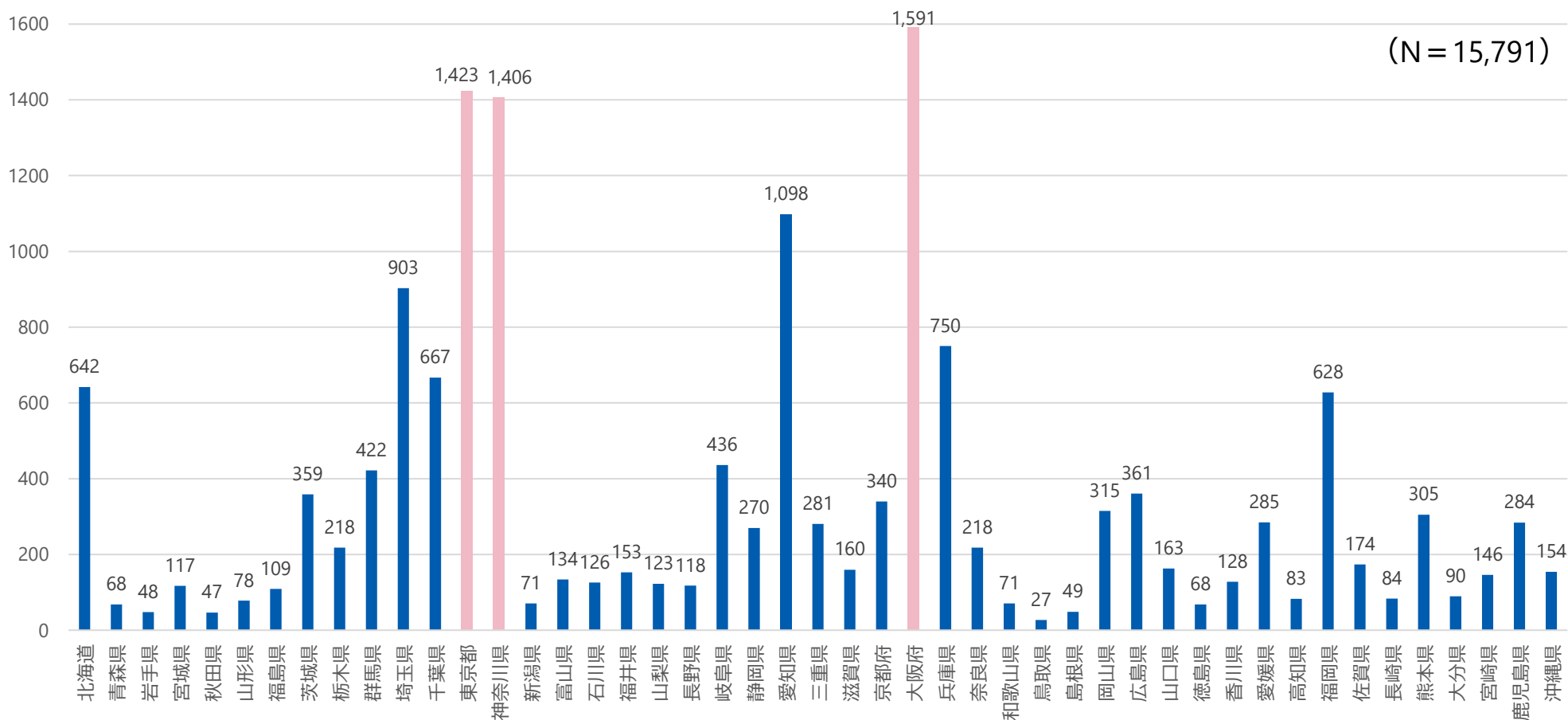


※ 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したもの。

※ その他は件数の少ない国籍をまとめたもの。具体的にはメキシコ、米国、ポーランド、オーストラリア、フランス、パキスタン、ルーマニア、チリ、アルゼンチン、コスタリカ、ガーナ、コロンビア、エルサルバドル、スペイン、ブラジル、マレーシア、ドイツ、ペルー、ウズベキスタン、イタリアが含まれている。

# 介護の特定技能外国人の受入状況（都道府県別）

- 介護の特定技能外国人の受入状況を都道府県別にみると、大阪府、東京都、神奈川県が多くなっており、比較的、三大都市圏を中心にした都市部に多い傾向にある。



※ 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したものです。

# 介護の固有要件等について



# 外国人介護人材受入れの仕組み

**EPA（経済連携協定）**  
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

**在留資格「介護」**  
（H29. 9 / 1～）

**技能実習**  
（H29. 11 / 1～）

**特定技能1号**  
（H31. 4 / 1～）

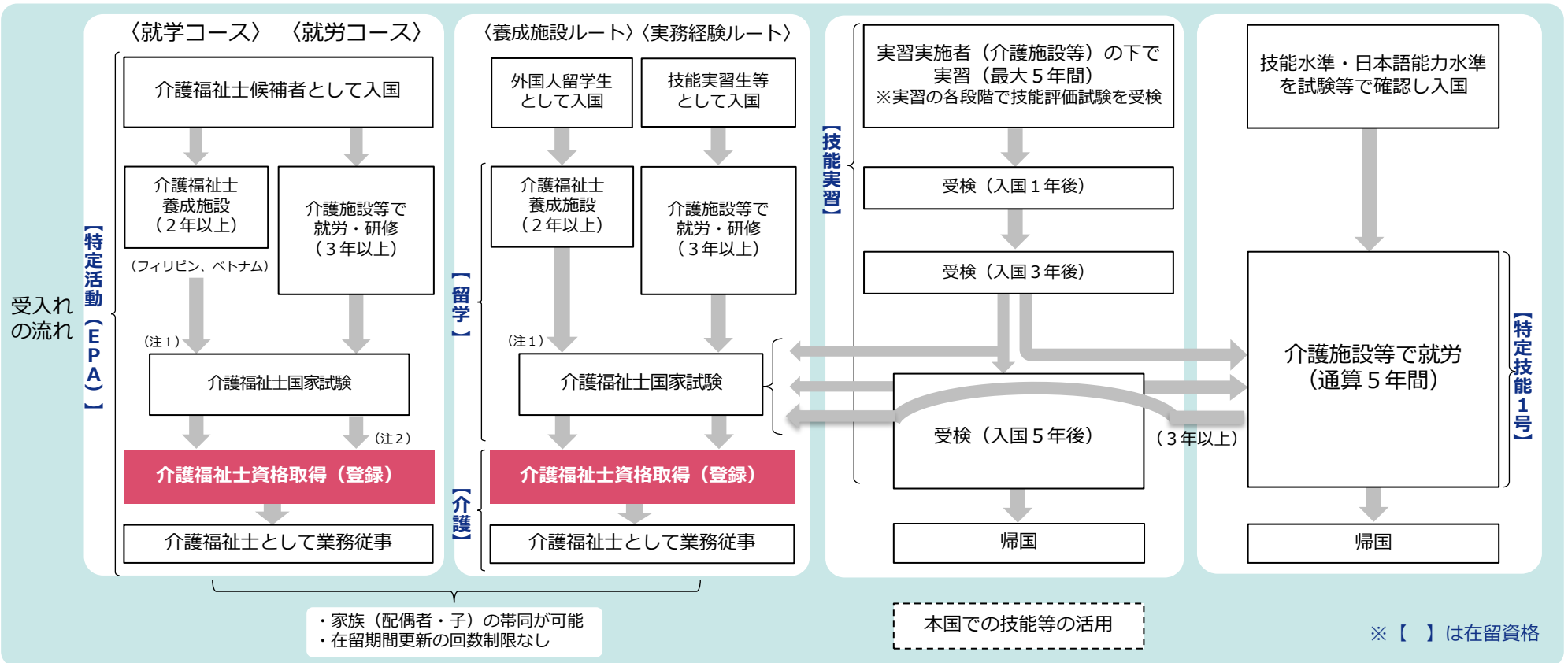
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の  
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・  
技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。



## 介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
E P A介護福祉士・候補者	在留者数：3,213人（うち資格取得者1,069人） ※2023年6月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：6,284人 ※2022年12月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,011人 ※2022年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：19,516人 ※2023年3月末時点（速報値）（入管庁）

# 技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

<b>介護固有要件</b>  ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件</li> <li>ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能とする</li> <li>（参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる</li> <li>「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）</li> </ul>
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設）</li> <li>ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない</li> <li>・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象</li> </ul>
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。</li> <li>・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。</li> <li>・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ</li> <li>・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。</li> <li>（※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。</li> </ul>
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置</li> <li>・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断</li> </ul>
<b>技能実習評価試験</b>	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする</li> <li>・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等）</li> <li>・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等）</li> <li>・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）</li> </ul>
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年の到達水準は以下のとおり</li> <li>1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル</li> <li>3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル</li> <li>5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル</li> </ul>

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

# 対象施設

児童福祉法関係の施設・事業	
知的障害児施設	
自閉症児施設	
知的障害児通園施設	
盲児施設	
ろうあ児施設	
難聴幼児通園施設	
肢体不自由児施設	
肢体不自由児通園施設	
肢体不自由児療護施設	
重症心身障害児施設	
重症心身障害児(者)通園事業	
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	
児童発達支援	
放課後等デイサービス	
障害児入所施設	
児童発達支援センター	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	
障害者総合支援法関係の施設・事業	
短期入所	
障害者支援施設	
療養介護	
生活介護	
児童デイサービス	
共同生活介護(ケアホーム)	
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)	
自立訓練	
就労移行支援	
就労継続支援	
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	
福祉ホーム	
身体障害者自立支援	
日中一時支援	

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	
第1号通所事業	
老人デイサービスセンター	
指定通所介護	
指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)	
指定認知症対応型通所介護	
指定介護予防認知症対応型通所介護	
老人短期入所施設	
指定短期入所生活介護	
指定介護予防短期入所生活介護	
養護老人ホーム※1	
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	
軽費老人ホーム※1	
ケアハウス※1	
有料老人ホーム※1	
指定小規模多機能型居宅介護※2	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	
指定看護小規模多機能型居宅介護※2	
指定訪問入浴介護	
指定介護予防訪問入浴介護	

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。  
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。  
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
介護医療院
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定訪問看護
指定介護予防訪問看護
訪問看護事業

生活保護法関係の施設	
救護施設	
更生施設	

その他の社会福祉施設等	
地域福祉センター	
隣保館デイサービス事業	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
ハンセン病療養所	
原子爆弾被爆者養護ホーム	
原子爆弾被爆者デイサービス事業	
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
労災特別介護施設	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)	

病院又は診療所	
病院	
診療所	

# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議について

# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

### ○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

### ○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則

（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）

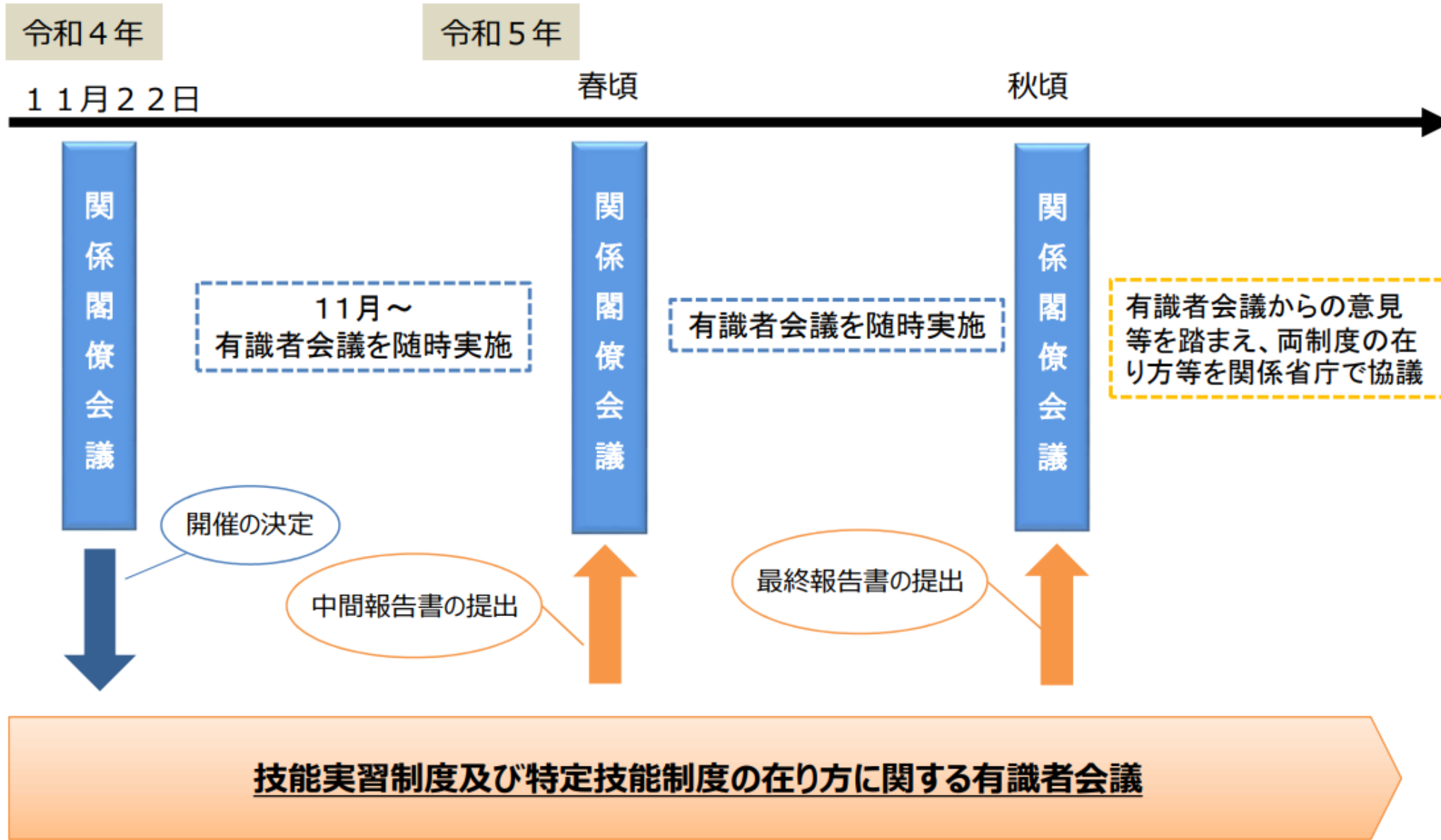


## 有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。



# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール



### 検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

### 検討の基本的な考え方

#### 論 点

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の向上に向けた取組

#### 現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出機関が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

#### 新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

### 今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。